

内閣参甲第十九号

昭和二十四年三月四日

参議院議長 松平恒雄殿

内閣総理大臣 吉田茂

参議院議員小川友三君提出取引高税高率課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出取引高税高率課税に関する質問に対する答弁書

取引高税においても所得税等と同様に税務署へ申告した取引金額又は税額が、税務署において調査したところと異るときは、政府は、その調査により、その取引金額又は税額を更正できることになっている。

営業者が実際の取引金額に対して正直に納税してあれば勿論このような更正決定を受けることがない筈であるし、又税務署が更正決定をなした税額に対して異議があるときは、財務局長に対して審査の請求をなしていただきたい。